

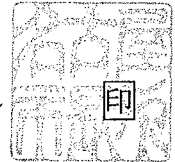
行政文書一部公開決定通知書

29 観名整第 78 号
平成 29 年 10 月 31 日

名古屋市民オンブズマン
代表 滝田 誠一 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



平成29年10月19日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	第 24 回特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議 配付資料のうち、傍聴者に配布されなかったもの		
行政文書の公開の日時 及び場所	日 時	平成 29 年 10 月 1 日	午前 1 時 20 分 午後
	場 所	市民情報センター (市役所西庁舎 1 階)	
行政文書の公開の方法	1 閲覧 ② 写しの交付 3 視聴		
行政文書の一部を公開 しない理由	配布資料のうち、技術上のノウハウに関する情報を含む部分については、公にすることにより、法人の通常有する競争上の利益が損なわれると認められるため非公開とします。 (名古屋市情報公開条例第7条第1項第2号に該当)		
備 考	<決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所整備室 TEL 052-231-2481		

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日 (審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日) の翌日から起算して 6 箇月以内に、名古屋市を被告として (市長が被告の代表者となります。) 処分の取消しの訴え (取消訴訟) を提起することができます。なお、6 箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

※ 日時の変更、その他は市民情報センターへお問い合わせください。

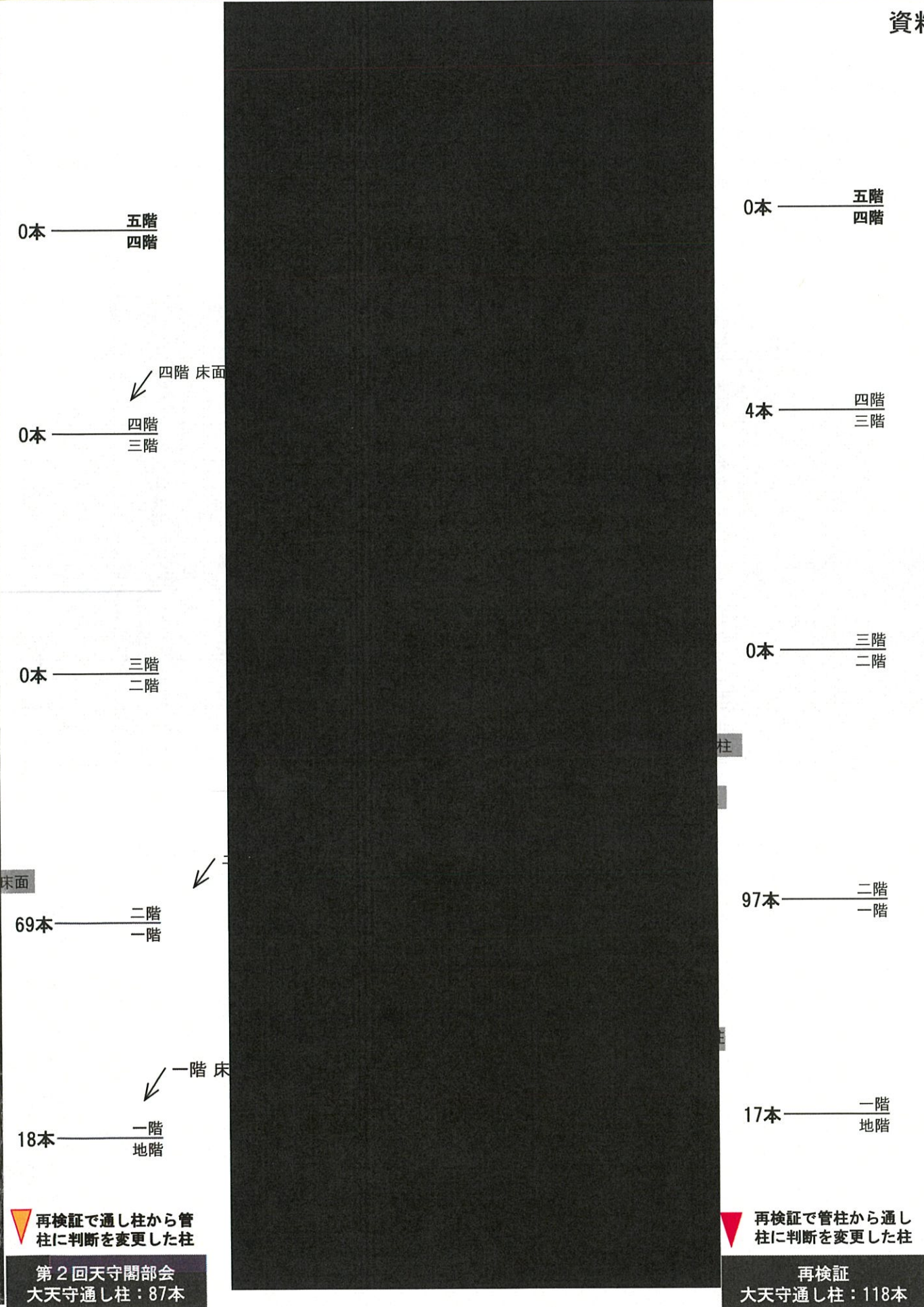
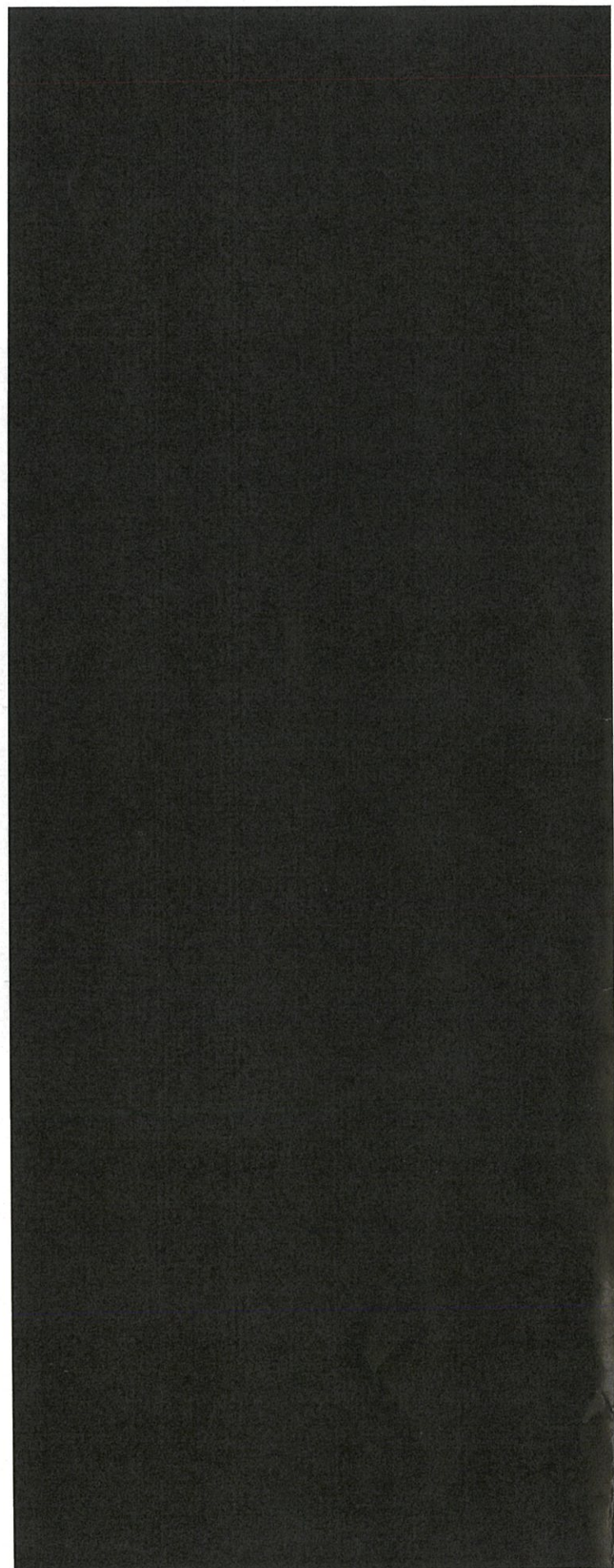
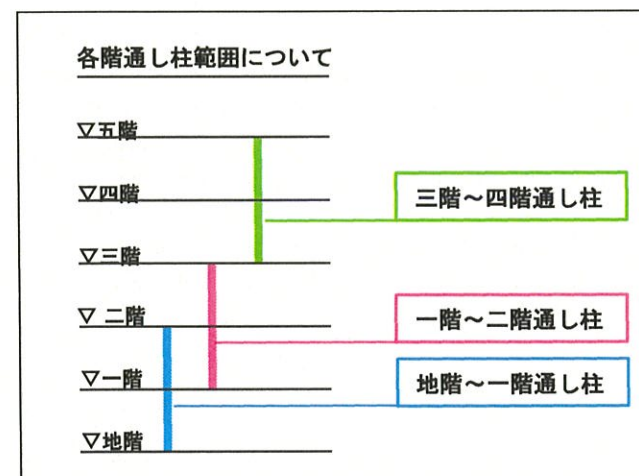
TEL:052-972-3152 (直通) FAX:052-972-4127

通し柱の本数

(本)

階	大天守		
	各階の柱の総数	通し柱	階の中の通し柱
五階			0
四階		0→4 (+4)	0 → 4
三階			0 → 4
二階		69→97 (+28)	69 → 97
一階	18→17 (-1)		87 → 114
地階			18 → 17
合計	673	87→118(+31)	

〇〇→〇〇(±〇〇)
変更前 変更後 変更前後
の本数 の本数 の増減数



再検証で通し柱から管柱に判断を変更した柱
第2回天守閣部会
大天守通し柱：87本

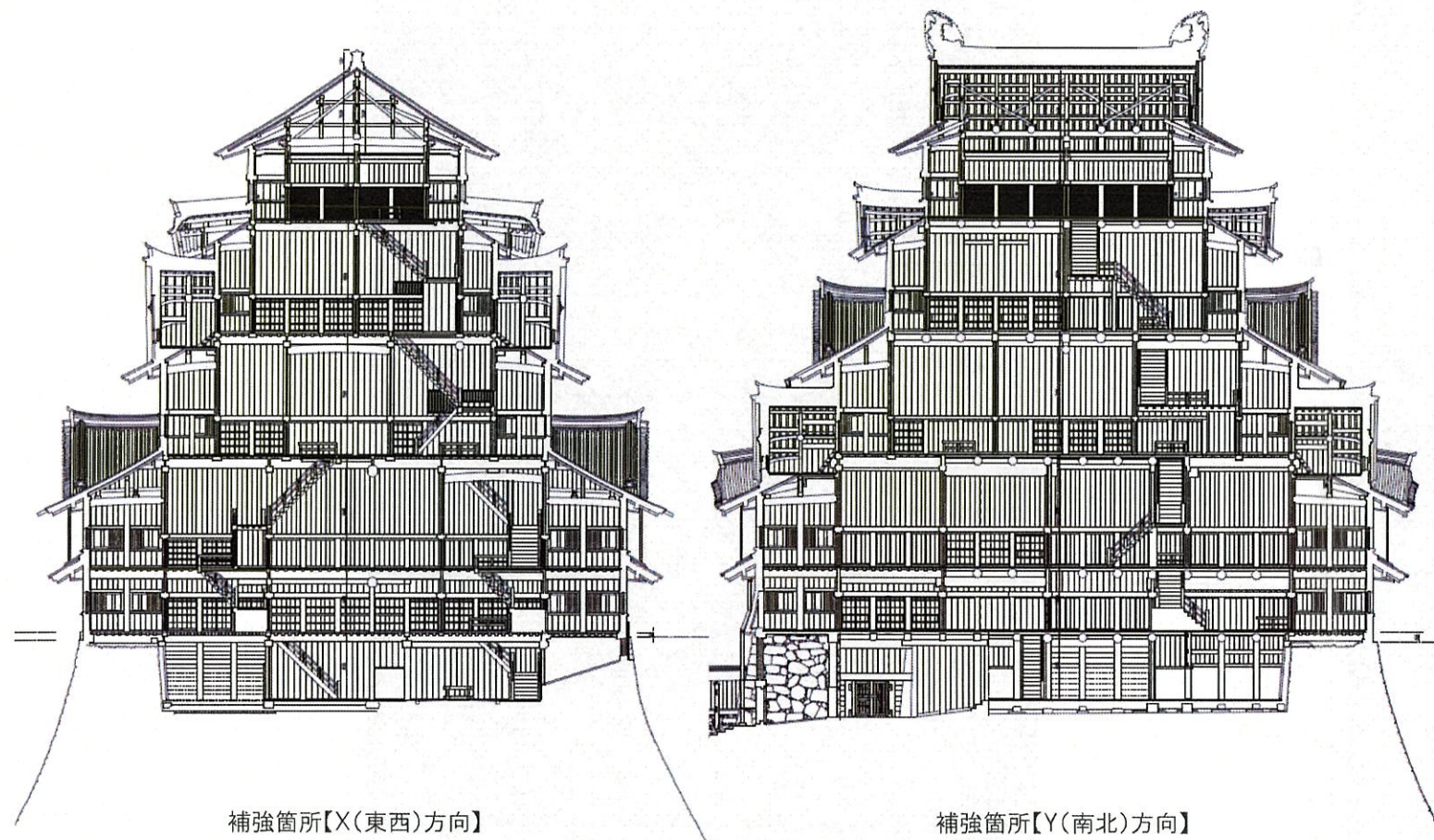
再検証で管柱から通し柱に判断を変更した柱
再検証
大天守通し柱：118本

6) 復元案（構造補強後）の耐震性能

【1】大天守の補強方針

復元原案の大天守の耐震性能は、中地震時、大地震時において目標とする構造性能を満足しており、耐震補強の必要はない。

しかしながら、今後の詳細設計や実験結果によっては、耐震要素の追加および、屋根面や天井面の水平剛性・耐力の構造補強が必要となる場合がある。



補強箇所【X(東西)方向】

補強箇所【Y(南北)方向】

図2-1-10 大天守の補強(補強なし)

【2】小天守の補強方針

復元原案の小天守の耐震性能は、大地震時において目標とする構造性能に不足している。

耐震性能を満足させるために、地階の外周部において貫のサイズアップや本数の追加による補強を行う。

また、今後の詳細設計や実験結果によっては、耐震要素の追加および、屋根面や天井面の水平剛性・耐力の構造補強が必要となる場合がある。

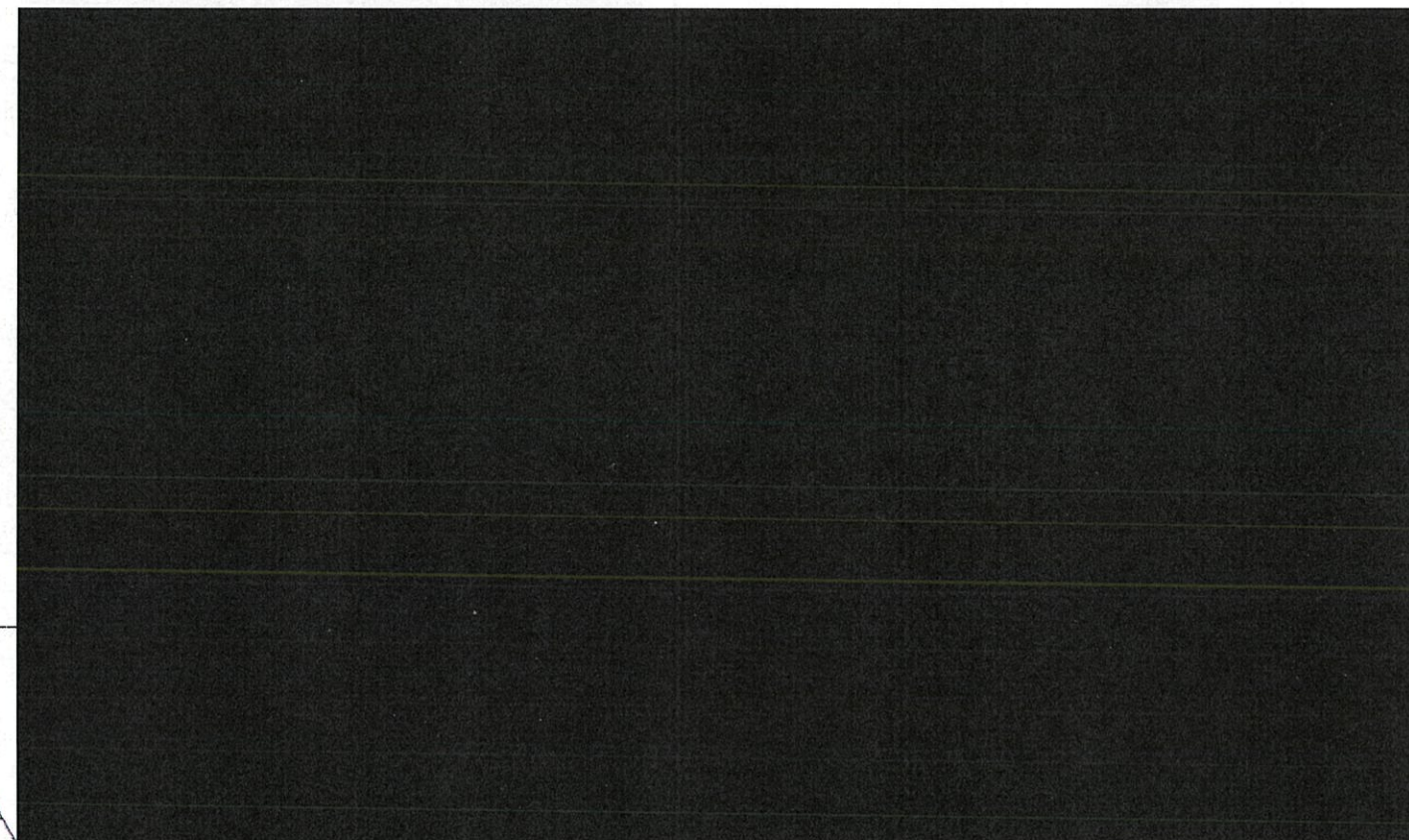


図2-1-11 小天守の補強